

# 平成28年第6回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 平成28年6月24日(金)

午前9時30分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 議案第3号 農業委員会活動計画について

4) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 19名

1番	増山貞男君	2番	小島一男君
3番	倉持登君	4番	武井茂君
5番	大岡光雄君	6番	藤田昌一君
7番	中村明君	8番	小林保雄君
9番	青木邦夫君	10番	井上直子君
11番	松原良子君	12番	池澤基君
13番	小島キヨ子君	14番	松田英雄君
15番	張ヶ谷一郎君	16番	山田行雄君
17番	渡邊禎吉君	18番	後藤勇君
19番	高崎勇君		

欠席委員 なし

事務局

事務局長 田原和明

局次長 新堀直樹

書記 松本公秀

書記 黒川武康

午前 9時25分

◎開会の宣告

○局長 おはようございます。定刻より若干早い時間でございますが、全員出席でございますので、開催をさせていただきます。

それでは、ただいまから第6回農業委員会を開催いたします。

会長の挨拶をよろしくお願いいたします。

◎挨拶

○会長 皆さん、おはようございます。

大変気候が不安定な中で、場所によっては大雨というところもございます。非常に大変な時期でございますけれども、杉戸町は雨もちょうど小降りで終えまして、きのう、たまたま振興センターの方とお会いする機会がありまして、今年のコシヒカリは少しおけているのではないですかという話を聞いたら、あべこべですよというので、ちゃんと進んでいるようでございます。ちょうど杉戸町、7月2日ですか、杉戸町と稲研と農協の主催ということで、ちょうど米の講習会がありますので、もし機会がありましたら出向いていただいて、例年よりも進んでいるということだけは認識されていたほうがよろしいかなと思います。

今日は、議案は少ないわけでございますが、その他の案件が何点かございます。皆さんの慎重審議でスムーズな進行ができますようにご協力をお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶にさせていただきます。今日は大変ご苦労さまです。

○局長 ありがとうございます。

次第に第5回とありましたが、第6回と、申しわけないのですが、訂正のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、規定に基づきまして、議長を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

ちょっと風邪を引きまして、たまにせきをしますので、済みません。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字本島字六八2623—3、地目、畑、地積、223㎡。申請人、本島、藤倉孝一。転用目的、住宅敷地。農振農用地区域（当初除外）。

ナンバー1につきましては、農振農用地区域でございまして、当初除外でございます。昭和45年当時の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認されましたので、追認により当初除外が認められます。農地区分は第2種農地です。また、周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われまます。場所は、大字本島地内、倉松川沿い付近です。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきまして、張ヶ谷委員さん、調査報告をお願いします。

○15番 去る21日に藤倉孝一さんに出向きまして、この希望申請どおりのことを確認しましたら、間違いのないと思います。また、周りに迷惑をかけることはないと思われまます。

それから、細かく申し上げると、45年にあったものが47年に建てかえを行っていましたが、その後、土地改良のときに何らかの形で変わったというようなことはあるようなのです。先ほど申し上げたように、迷惑がかかることはないと思います。皆さん、ご理解の上、ご審議をよろしくお願いします。

○会長 調査報告は終わりました。

当初除外の追認という形なのですが、この件について、質疑のある方について、挙手の上、起立をして質疑をいただきたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決決定といたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字本島字二本木634、ナンバー1—2、大字本島字二本木635。634、地目、畑、地積593㎡、635、地目、畑、地積660㎡、合計1,253㎡。譲渡人、本島、茂田常夫、本島、知久康子。譲受人、東京都西東京市、タクトホーム株式会社、代表取締役、小寺一裕。転用目的、分譲住宅。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー1—1からナンバー1—2につきましては、譲受人のタクトホーム株式会社は東京都西東京市内で不動産業を営んでおり、今回分譲住宅4棟を建築するに当たりまして、農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字本島地内、県道並塚幸手線沿いです。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきまして、調査報告、張ヶ谷委員さん、お願いします。

○15番 この間、21日に知久康子さんと茂田常夫さんと出向いてお話を聞いたのですが、知久康子さんは、申請どおり高齢でありまして、耕作は不可能。茂田さんも、私と同じぐらいだと思うのですが、病気をしまして、簡単な散歩はできるが、奥さんが病気療養中だと聞いております。全く耕作は不可能でございます。皆さんのご理解の上、ご審議をよろしくお願いします。

それから、タクトホームにも電話で確認したのですが、全くこの申請どおり間違いございません。

よろしくお願いします。

○会長 調査報告は終わりました。

本件につきましてご質疑のある方は、挙手の上、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 では、採決に移りたいと思います。

議案第2号、ナンバー1—1から1—2番、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農業委員会の活動計画について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農業委員会活動計画についてです。

こちら、本日お配りしているものなのですが、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価というホッチキスどめの資料をごらんいただきたいと思います。

こちらなのですが、農業委員会は活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の達成を行うものとされており、点検・評価及び活動計画等の検討で、法令事務として、農業委員会の透明性が確保されていたか否かと公正な運営がなされたか否かの検討を行うとともに、こちらの事務に対して是正がゼロの場合は、その措置を検討するものとされており、

もう一つ、促進等事務として、農業委員会は目標の達成状況や活動が確認を受けた有効であったか否かを検討するとともに、当年度の活動等を踏まえ、次年度の目標とその達成に向けた活動計画等を検討するものとされており、

こちら、毎年行われているものなのですが、最初にくっついているほうが平成27年度の点検の評価となります。後ろのほうにあるのが、後ろから3枚目になるのですが、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。本年度、農業委員会等に対する法律のほうが改正されて、この後ろの平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画という様式のほうが若干変更されており、

それでは、最初に平成27年度の点検・評価ということで、こちら読ませていただきたいと思います。

1、法令事務に関する点検、1、総会等の開催及び議事録の作成、総会等の開催日、公開である旨の周知状況、こちらは周知している周知の方法、掲示板、ホームページとさせていただいております。改善措置は特にございません。

(2)、総会等の議事録の作成。こちら、作成しているというふうにつけさせていただいております。作成までに要した期間、約30日間となっております。こちらのほうは、総会が終わった後に業務委託として議事録の作成をさせていただいております。

(3)、議事録の内容。こちら、詳細なものを作成させていただいておりますので、つけさせていただいております。

(4)、議事録等の許可。議事録の公表。公表している、こちら事務所に備え付け及びホームページに掲載のほうさせていただきます。

次のページに行きまして、2、事務に関する点検、(1)、農地法第3条に基づく許可事務。こちらのほうが平成27年度の報告となります。1年間の処理件数15件、うち許可15件、不許可ゼロ件。

点検項目、具体的な内容ですが、事実関係の確認、実施状況、申請内容について、事務局及び地区農業委員で事実調査を実施した。総会等での審議、実施状況、関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議をしている。申請者への審議結果の告知、実施状況。申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数15件となっております。その下の許可処分理由についてはありませんので、ゼロ件です。

次に、審議結果等の公表、実施状況。議事録に記載の上、公表している。

次に、処理期間です。実施状況、標準処理期間として、申請書受理日から21日、処理期間平均として21日となっております。

次に、(2)、農地転用に関する事務。こちら、意見を付して知事への送付となっております。1年間の処理件数34件、点検項目、具体的な内容と順番で読ませていただきます。事実関係の確認、実施状況、申請内容について、事務局及び地区農業委員で事実調査を実施していく。総会等での審議、実施状況、許可基準に基づき転用事業内容及び立地状

況等について総合的に判断をしていく。審議結果等の公表、実施状況、議事録に記載の上、公表しているとさせていただきます。

次に、処理期間、実施状況、標準処理期間として、申請書受理日から21日、処理期間としては平均11日となっております。こちらは特にございません。

続きまして、縦図面になります。(3)、農業生産法人からの報告への対応。点検項目、実施状況ですが、農業生産法人からの報告については、ゼロ法人となっております。状況についてもゼロ法人となっております。

次に、(4)、情報の提供と点検項目、具体的な内容の順番で読ませていただきます。賃借料情報の調査提供、実施状況、調査対象賃貸借件数175件、公表時期としては平成28年3月。情報の提供方法として、ホームページで公表をさせていただきます。

次に、農地の権利移動等の状況把握。実施状況、調査対象権利移動等件数15件、取りまとめの時期は平成28年3月。こちらのほうは、まだホームページで公表させていただいておりませんので、ホームページ等で公表することを是正措置とさせていただきます。

次に、農地基本台帳の整備。実施状況、整備対象農地面積1,446ヘクタール、整備方法として電算処理システムを導入整備させていただいております。データの更新としては、農地の利用状況調査の結果、ほか相続等の届け出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新をさせていただいております。毎月更新をさせていただいているので、特に是正措置のほうはございません。

次のページに移らせていただきます。こちら、地域の農業者等からの意見等。農地法第3条に基づく許可事務について、なし。農地転用に関する事務、なし。農業生産法人からの報告への対応、なし。情報の提供等、なし。その他法令事務に関するもの、特にございません。

ちょっと早いですが、次の法令事務、遊休農地に関する措置に関する評価とさせていただきます。現状及び課題。現状、平成27年3月現在として、管内の農地面積1,370ヘクタール、こちらの管内農地面積としてはセンサスのほうのデータを使うようにということなので、1,370ヘクタールとなっております。遊休農地面積として7.1ヘクタール、割合として0.52%。課題としては、米価の下落、農業従事者の高齢化と後継者不足等により、今後新たな遊休農地が発生する可能性が高くなっております。平成27年度の目標及び実績。目標としては、1.5ヘクタールの解消のほうをさせていただいておりますが、実績としては、減ったところ、ふえたところ合計しまして、結果的には減ってはいませんので、ゼロヘクタールとなっております。達成状況としてはゼロ%となっております。

3、2の目標の達成に向けた活動として行っていたものが、まずは活動計画、最初に計画のほうを定めたのが、農地の利用状況調査、調査実施時期として7月から8月、調査員数として40人、調査結果取りまとめ時期として、9月から12月。調査方法、町内全域をパトロールし、その結果を農地基本台帳へ記録する。遊休農地への指導、9月から3月ということで、計画のほうをさせていただいております。

それに対する活動実績として農地の利用状況調査、調査実施時期、8月から9月、調査員数42人、調査結果取りまとめ時期、9月から12月、調査方法、管内全域を調査区域として、道路からの目視による巡回調査を実施、遊休化している場合は当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録をさせていただいております。こちら、遊休農地への指導としては、実施時期、9月から1月、指導件数としては180件、指導面積として14.3ヘクタール、指導対象者として100人となっております。遊休農地である旨の通知、こちらの上の指導と同じく、件数180件、面積14.3ヘクタール、対象者100人となっております。

次に、農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずるべきことの監督。こちらのほうは件数ゼロ、面積ゼロ、対象者ゼロとなっております。

その他の取り組み状況として、農業委員会による日常的な農地パトロールを実施していただいているところです。

こちらの評価の案に対する、4番、評価案です。目標に対する評価の案、おおむね妥当とさせていただいております。活動に対する評価の案、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要だと考えております。地域の農業者等からの意見等、目標の評価案に対する意見等、特にございません。活動の評価案に対する意見等、特にございません。

6、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定。目標に対する評価、おおむね妥当だと思われま。活動に対する評価、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要だと考えられます。

次に、促進と事務に関する評価。こちら、認定農業者等担い手の育成及び確保となっております。現状及び課題。現状、平成27年3月現在となっておりますが、農家数として1,308戸、うち主業農家115戸、農業生産法人数、ゼロ法人、認定農業者43経営、特定農業法人、ゼロ法人、特定農業団体、ゼロ法人。課題として、杉戸町の農業は高齢化や後継者不足により担い手の確保が困難な状況である。水稲単作農家が多く、土地利用型の認定農家への希望があっても、米価の低迷等により基準に該当する所得がないということが課題となっております。

平成27年度の目標及び実績。目標、認定農業者1経営、特定農業法人、ゼロ法人、特定農業団体、ゼロ法人とさせていただいておりますが、実績としては、認定農業者17経営、特定農業法人、ゼロ、特定農業団体、ゼロ、達成状況として、認定農業者のところ1,700%となっております。

(3)、(2)の目標の達成に向けた活動として、活動計画、そして認定農業者、明日の農業担い手育成杉戸塾を設置し、認定農業者の候補者を育成する。活動実績としては、2名の塾生を受け入れ、研修となっております。

(4)、評価と案。目標に対する評価の案。認定農業者の関係ですが、適切であると思われま。活動に対する評価の案、適切であると思われま。

(5)、地域の農業者等からの意見等。目標の評価案に対する意見等、なし。活動の評価案に対する意見等、特にございません。

(6)、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定。目標に対する評価、活動に対する評価に対して、どちらも適切であると判断されます。

次のページですが、担い手の農地の利用集積ということです。現状及び課題。現状、平成27年3月現在で、管内の農地面積1,370ヘクタールのうち、これまでの集積面積99.1ヘクタール、集積率として7.23%。課題は、杉戸町の農業は高齢化や後継者不足により担い手の確保が困難な状況である。

(2)、平成27年度の目標及び実績。目標、17ヘクタール、実績、こちらのほうが利用集積の期限が切れたり、新たに行ったものがあるのですが、ふえてはいないので、ゼロとさせていただいております。達成状況としてゼロ%です。

(3)、(2)の目標の達成に向けた活動。活動計画として担い手農家への達成を図ることを計画とさせていただいておりますが、活動実績、明日の農業担い手育成杉戸塾を設置し、遊休農地の解消のほうを努めさせていただいております。今年、塾生のほう2名いらっしゃいますが、そのどちらも遊休農地を一部使わせていただいておりますので、こちらで遊休農地の解消に努めたということにさせていただいております。

(4)、評価の案。目標に対する評価の案、活動に対する評価の案、どちらもおおむね妥当とさせていただいております。

(5)、地域の農業者等からの意見等。目標の評価案に対する意見等、活動の評価案に対する意見等、ともになしとさせていただいております。

(6)、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定。目標に対する評価はおおむね妥当、活動に対する評

価はおおむね妥当とさせていただきます。

次、3番、違反転用への適切な対応。(1)、現状及び課題。現状、平成27年3月現在、管内の農地面積1,370ヘクタール、違反転用面積6.99ヘクタール、割合として0.15%です。課題としては、長期の農地法違反箇所が多いことが課題となっております。

平成27年度の目標及び実績ですが、目標1ヘクタールのところ、実績のほうは特に解消のほうできておりませんので、ゼロとさせていただきます。達成状況としてはゼロ%です。

(3)、(2)の目標の達成に向けた活動。活動計画、農地パトロールを定期的を実施し、早期発見及び発生防止に努める。活動実績、農地パトロールを定期的を実施し、早期発見及び発生防止に努めたとさせていただきます。

(4)、評価の案。目標に対する評価の案。目標を達成することができました。こちら、活動に対する評価の案です。違反転用の早期発見及び発生防止に努めたが、目標を達成することができなかった。

(5)として、地域の農業者等からの意見等、目標の評価に対する意見等、活動の評価案に対する意見等、ともになしとなっております。

(6)、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定。目標に対する評価の経過、目標を達成することはできなかった。活動に対する評価の結果、違反転用の早期発見及び発生防止に努めたとさせていただきます。

以上が平成27年度の評価となります。

次に、平成28年度の評価及びその達成に向けた活動計画となります。こちらのほう様式が大分変わりました、大分細かくなっておりますので、ちょっと見づらくと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、農業委員会の状況です。平成28年4月30日現在、農家、農地等の概要。総農家数973、自給的農家数171、販売農家数802、そのうち主業農家数115、準主業農家数251、副業的農家数436。こちらのほうは農林業センサスの数字となっております。

次に、農業就業者数、農業者数として1,209人、そのうち女性が652人、40歳以下が83となっております。こちらのほうも農林業センサスの数字となっております。

次に、認定農業者数、経営数として57、基本構想水準到達者として16経営、認定新規就農者4経営、農協参入法人6経営、集落営農経営ゼロ、特定農業団体ゼロ、集落営農組織ゼロ。こちらのほう、農業委員会調べとなっておりますが、隣の農業振興課のほうからデータのほうをいただいております。

次に、農地面積、田んぼ1,190ヘクタール、畑187ヘクタール、合計で1,370ヘクタール。こちらの1,370というのが平成27年度のところにも出ていた数字となっております。経営耕作面積として、田んぼが1,134.3ヘクタール、畑が133.4ヘクタール、普通畑が83.1ヘクタール、樹園地が5.4ヘクタール、牧草地が5.1ヘクタール、合計で1,267.7ヘクタールとなっております。こちらのほうは農林業センサスに基づいて記入のほうはさせていただきます。

次に、遊休農地面積、田んぼ8.1ヘクタール、畑4.4ヘクタール、こちら普通畑が4.4ヘクタールで、全部で12.5ヘクタールとなっております。

農地台帳面積、こちらのほうは農業委員会で整備をしているシステムの中の面積となっております。田んぼが1,092ヘクタール、畑が354ヘクタール、合計で1,446ヘクタールとなっております。きのう、ちょっと農業会議の研修のほうがあったのですが、基本的に農業委員会で持っている数字というのが正しいということですので、杉戸町のほうの面積としては農地台帳面積の1,446ヘクタールが妥当なのではないかと考えております。

次に、農業委員会の現在の体制。杉戸町の場合、旧制度に基づく農業委員会となっておりますので、任期満了年月日が平成30年の9月10日となっております。農業委員数として、選挙委員、定数12のところ実数12、選任委員、農協

推薦1、共済推薦1、土地改良区推薦1、議会推薦4で合計7、合計で19人となっております。このうち認定農業者は、選挙委員の3、共済推薦の1、合計で4人です。女性ですが、議会推薦から3人で、合計3人となっております。

1枚めくっていただいて、担い手の農地の集積、利用集積集約化、こちらのほうは現状を書かせていただきまして、目標に向けて推進していくようなものとなります。

現状及び課題。現状、平成28年3月現在、管内の農地面積1,370ヘクタール、これまでの集積面積69ヘクタール、集積率5.04ヘクタール。課題として、杉戸町の農業は高齢化や後継者不足により担い手の確保が困難な状況であるとさせていただきます。こちらの管内の農地面積のほうは、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入ということなので、前回の27年と一緒に1,370ヘクタールとなっております。

2、平成28年度の目標及び活動計画。目標、集積面積84ヘクタール、うち新規集積面積15ヘクタール。こちら目標設定の考え方は、去年度までの実績を考慮して、調査で発見した遊休農地などの解消を行い、15ヘクタール、新規としてふやそうという計画となっております。

活動計画としては、担い手農家へのあっせんを図る。こちら、農地中間管理事業等活用を含むとさせていただきます。ちょっと目標のところ、文字が切れてしまっているのですが、こちらホームページ等で公開するときには見えるようにきちんとさせていただきます。

3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。こちらのほう、25年、26年、27年と書かせていただいております。新規参入の状況、25年はゼロです。26年は2経営体ありまして、新規に取得した農地面積としては1.18ヘクタールとなっております。平成28年度の新規参入者数として2経営体、新たに取得した農地面積は1.14ヘクタールとなっております。

課題としては、先ほど来ありますが、杉戸町の農業は高齢化や後継者不足により担い手の確保が困難である。水稻単作農家が多く、土地利用型の認定農家への希望があっても米価の低迷等により、基準に該当する所得がないということが課題となっております。

次に、2、平成28年度の目標及び活動計画。参入目標数としては1経営体、参入目標面積としては0.5ヘクタール。こちら5反要件ということで0.5とさせていただきます。活動計画としては、着実な認定農業者の増加を目標とさせていただきます。

続きまして、4の遊休農地に関する措置です。現状及び課題。現状、平成28年3月現在、管内の農地面積として1,370ヘクタール、遊休農地面積12.5ヘクタールで、割合としては0.91%です。課題としては、米価の下落、農業従事者の高齢化と後継者不足により、今後新たな遊休農地が発生する可能性が高いというのが課題となっております。

2、平成28年度の目標及び活動計画。目標、遊休農地の対象面積として1.4ヘクタール、考えております。目標設定の考え方としては、去年度の実績を考慮し、調査で発見した遊休農地解消を図る。こちらのほうは、平成28年度の農地パトロールで遊休農地として見られたところの約1割ということで、1.4ヘクタールとさせていただきます。活動計画としては、農地の利用状況調査、こちらが農地パトロールですが、調査員数として40、調査実施時期、第1回目、8月から9月、調査結果の取りまとめ時、こちら確認も含めて9月から10月、調査方法として管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を実施、遊休化している場合は当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録、その後に農地の利用意向調査として、実施時期は12月から1月ですが、そちらで地権者さんのほうに、遊休農地ですよという、そちらの利用をどうするのですかという調査をさせていただきます。そちらの調査の結果、取りまとめとして1月から3月とさせていただきます。その他としては、農業委員さんによる日常的な農地パトロールのほうをお願いしたいと思います。

次に、違反転用への適切な対応。現状及び課題として、現状、平成28年3月現在、管内の農地面積1,370ヘクタール、

違反転用面積6.99ヘクタール。課題は、こちら、毎年となりますが、長期の農地の違反箇所が多いということが課題。平成28年度の活動計画としては、毎月農地パトロールを、こちら日常的なというところですが、定期的を実施し、早期発見及び防止に努める。また、違反者に対して、是正指導等の措置を図るとさせていただいております。その他、広報等に農地転用の記事を掲載し、住民の周知徹底を図るとさせていただいております。今年度から広報を積極的に使うように、毎月、毎月何かしらの方法では掲載のほうをさせていただこうと考えております。

以上で28年度の目標と、その達成に向けた活動計画になります。こちらなのですが、事務局のほうで主につくらせていただいておりますので、こちらに対する、ここをこういうふうにしたほうがいいのかというところをご意見いただければと思います。

本日決定させていただいた後には、ホームページ等、あとは国と県への報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**会長** 今、事務局のほうから、27年度の実績評価、また28年度の計画ということで報告がございました。

この内容について、ご意見、またご質疑をいただければありがたいと思うのですが、何かございますか。

何かご意見は、細かくすればあると思いますが。

はい、どうぞ。

○**8番** 遊休農地の担い手のこと聞いたのですけれども、塾生も2人ということで、豊岡に1人います。それで、豊岡に行き、たまによく寄り込んで話をするのですけれども、農業委員会、役場として定期的に現状把握というか、見に行っているのですか。今年、何か農地を買い足したみたいということで、それは〇〇さんからお聞きしたのですけれども、今の状況では、ただうなっているだけで、一向に作付していませんよね。今、作付してあるものを見ても、どれくらい植えているのか、どこに植えているのかということも把握できないような作付なのです。2年目になりまして、今年、卒塾の年ですよね。今の状況では卒塾できる状態ではないと思うのですけれども、その辺をお聞きしたいのですけれども。

○**書記** 今、お話しあったのは、〇〇さんの圃場だと思われます。事務局のほうでは、毎月2回ぐらいですが、現状のほうを見させていただいております。近いところだと、昨日見させていただいておりますが、農地のほうが今およそ7反あります。作付しているものは、ブロッコリー、リーフレタス等なのですが、ブロッコリーのほうは虫がついてしまったらしく、収穫のほうができないということを申しておりました。

先ほどお話でありましたが、今年度、卒塾に向けて収穫物を収穫して販売する。目標の金額まで到達させるというところが目標となっておりますが、なかなかうまくいっていないようです。巻島さんにも状況のほうを確認させていただいておりますが、これからどんどんつくっていかうということで、お話のほうはされておりました。

指導農家として山田さんについていただいておりますが、山田さんのほうでもなかなか指導ができないので、今後は携帯電話等双方にわかるようにさせていただきましたので、指導のほうを厚くしていただければと思うのですが、なかなか町から言っても改善されていかないようですが、定期的な見回りと指導のほうはさせていただこうと考えているところでございます。

○**8番** 指導員が立派な人でありますから、お聞きすればふえると思うのですけれども、役場でもう少し、尻をはたくのではないけれども、ハツパかけてやらせたほうがいいのかではないですか。

○**書記** 基本的に2年間、塾のほうへ入って、卒塾できない。最悪の場合は補助金を返還になることも伝えておりますので、そういうのも重々承知はしていると思うのですが、あとは本人次第ということになってしまうので、こちらとしては、こういうものをつくったほうがいいのかというようなアドバイス等は適宜していこうと思っております。

○8番 先ほど話したのですが、山田委員さんが心配してしまして、私があそこ通ったりしてみると、自宅のほうにも農場があるのだから何かわからないのですけれども、やるのはやられていますけれども、そんなに常に汗だくでやっている時間数が足りないみたいな、いないから、気がしますので、その辺、余り言いたいことってなっちゃいますから。わからないことは山田さんに聞けば、ちゃんと指導してくれますから。

○書記 塾の経営、農業委員会でやっておりますので、機会があるときにはばしばし言っていただくのがいいかと思いますが、役場のほうも常に言っていきますので、よろしく願いいたします。

○16番 1年間の栽培計画書というのは提出したんでしょう。

○書記 1年間の栽培計画書のほうが、今募集が始まりますので、これから出てくると思います。

○16番 今言っているのは、その辺の計画性に基づいて作付、収穫しているわけですか。

○書記 今のところは出ていないですね。県のものに基づいて出してもらっていますが、特にそれで出てきた分について塾のほうはさせていただいているので、まだ募集というか、今これから出してくださいというふうになっていますので、今後、一、二週間のうちには出てくるのではないかと考えております。

去年からの引き続きなので、今までの時期は去年の引き続きということでやってもらっているということで、こちらとしては認識しています。

○16番 あのままでは、本当に生活していける状態ではないので、改善されていないようなのです、去年から。もう少し物を変えとか、面積を変えてみるとか、何か考えて。改良した跡があればいいのですけれども。

○8番 去年より悪いような。

○16番 悪いような気がするね。話聞いても、ここは何植える予定なのですかと言ったら、ミニトマトを植えるわけだったのだけれども、ちょっと都合があって、苗が全部だめになってしまったのだと。どうするのと言ったら、もう苗がないのだと。

○2番 前年より改善してよくなってはね、やっぱり。

○16番 そうなのです。悪いところを直して。

○2番 それが効果にあらわないと。税金を投入してやっているわけで、そういうところも考慮して、役場なり携わっている人がきちっと。

○16番 ただ、面積7反あるというだけで。

○2番 待っているだけでは。

○次長 町としても十分状況を把握しているのですけれども、今後に向けて、町のほうとして、やっぱり山田さん指導農家ともうちょっと連携を密にして、尻をたたくなり、適切な指導というのを今後きっちりやっていくしかないかなというふうに考えております。

○会長 将来的に助成金を返せばいいという話ではないと思いますので、事務局のほうから積極的に何回も計画書に基づいて目標を達成するようにお願いするとともに、遊休農地にならないように、指導員の方もぜひご協力いただいて、今後見ていていただきたいと思いますが、そういう形でどうでしょうか。

指導員という形で山田委員も大変だと思いますが、六、七反あるかな。それが遊休農地になると、また農業委員で集まって草取りするようになりますので、そういうふうにならないように、事務局等も十分配慮していただいてやっていただくことでいかがでしょうか。

○局長 もう一つ、農業委員さんが、事務局にお任せされても大変厳しいというのは実際なのです。きのうも農業活性化協議会があったのですけれども、やはり新規就農者の方も一人で農家やっていると、相談相手が誰もいないというのです。ご指摘いただいたのが、もっと農家と農家いろいろな方とコミュニティーというか、コミュニケーションが

図れば、今どうなのだとか。毎年農家というのは、その年によって状況が違いますから、ちょっと寂しいなという話をしている、大規模に小麦をやっている農家の青年の方も、もう10年目だと言っているのですけれども、ここ二、三年は、つくればつくるほど赤字なのだと。というのが本音なのです。ですから、JAに全て出荷するのではなくて、自分から量販店を開拓するのだという話をしていたのです。今、新たなものでは、5名が巣立っているのですけれども、1名は大塚の細井さんのほうに行って、一緒にやらせていただいている。なかなか、露地の野菜だけで年間150万も200万もというのは大変厳しいかなという意見もあったので、できればそういう施設園芸で、もう後継者がいなくなっている、そういう農家の方があれば、情報いただいて、そういうところにも少し施設をお借りして、天候に左右されない経営をしないと。雨が降ったから、今日は仕事できないのだというようなのはなかなか厳しい。杉戸の場合は、本当に水田単作地帯で、なかなか施設園芸が少ないのです。畑で5反、6反やっていると、それだけでも大変なのです。だから、結果としてはアグリパークが5時に集荷をしなくてはいけないから、そういう状況で新規就農者がアグリパークに出荷できないという話なのです。だから、近所の大型店とか、本当に庭先でやっているのだという。そこから辺をちょっと変えていくしかないかなと。だからといって、今の資金でパイプハウスが何棟も建つという資金ではない。困ったなというのが現状なのです。

あとは、農家の納屋を貸してもらえれば、そこに機械等を入れておきたいのだと。どこかありませんかと聞いたのですけれども、なかなかそういう農家の納屋とか、そういう倉庫を貸してくれるといううちが個人では探せない。だから、町のほうでという話もあったのですけれども、そういうことが現状です。今、新規就農者に聞いていますので、また個別に農業委員さんとか農協さんとかに聞いて、もしそういうおたくがあれば貸していただいて、周年で何かしかりできるような。そういう体制も考えていかなくてはいけないかなというのが現状です。よろしくをお願いします。

○2番 やっぱり担い手を育てていくには、初めてやる人は会社に勤めたとか。それで、耕地に野菜をつくって流通していきたいということになれば、やっぱりテレビなんかでもやっているけれども、一人ではこれできないですよね。だから、コミュニティーとか、周りの人、農業委員会とか、やっぱり協力していかないと。役場も。全体で協力していかないと、なかなか立ち上がっていけないと思うのです。体の問題、いろいろあります。問題が山積している。だから、この人をみんなで地域で守ろうというような気持ちのところの体制がつくってあげないと、なかなか自立するのは難しいと思うのです。だから、できる限り応援しなくてはならないと思いますけれども。

○会長 一つ一つ課題もあります。いつになっても議案が終わりになりませんので、一応評価と活動計画については、おおむねこれでよろしいかどうかだけ。巻島さんの関係につきましては、一度面接でもして、会長、副会長で話が通じればいけれども、あと山田委員さんも含めて、一回話をしないと、問題は、私は本人が本当に塾生を卒塾、まだしていないので、本当にやる気があるのかどうかという問題もあるのだと思うのです。肉体的なものや精神的なものがありますから、私も農家の人の田んぼをつくって、赤字でもわかっていても、たまたまきのうも活性化が推進協議会の総会やりましたけれども、網本さんの話も聞きましたけれども、確かに米をつくって、農協に売ったり、それから生活所得保障がなかなか足りないのぞという話を聞きますし、アグリパークも社長が見ていまして、今、5時が引き取りだと、結局野菜つくっても引き取りが難しいのだということで、5時の件についてはアグリパークの社長も今考慮中ということで考えているという話をしていました。

ということで、農家の皆さんの経営そのものがうまく成り立つようにしていかなくてはならない。一つは農業委員会のほうで役割もあるし、遊休農地にならないようにしていくのが、とりあえず農業委員会としては優先的な話かなという感じがしますので、遊休農地については今後皆さんとまたいろいろ話し合いをしていかないと、ただふえるばかりで減る方向には行かないというのは、私も現実にそう思いますので、議案第3号については、事務局が案として出しておりますので、採決させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第3号 農業委員会活動計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認とさせていただきます。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告に入ります。

事務局の説明をお願いします。

○書記 続きまして、専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1—1、大字下高野字江下野〇〇〇—〇、地目、畑、地積、166㎡。ナンバー1—2、大字下高野字江下野〇〇〇—〇、地目、畑、地積、24㎡。合計190㎡。届出人、下高野、〇〇〇〇。転用目的、駐車場、公衆用道路。以上です。

○会長 専決報告を終わりました。

これで議事については全て終了とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○局長（田原和明君） それでは、最後に、高崎副会長からよろしくをお願いします。

○副会長（高崎 勇君） これをもちまして、第6回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は7月25日月曜日、時間は一応10時を予定していますが、決定次第、通知をさせていただきます。場所は、杉戸町役場第1庁舎3階会議室を予定しております。皆様の出席をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

平成28年6月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 倉 持 登

署 名 委 員 武 井 茂